

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

May.2023 vol.123

5 月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

アフターコロナに向けて

3月13日よりマスクの着用が個人の判断に委ねられることとなり、最近では街でも人々がノーマスクで歩いている様子をよく見かけるようになりました。私自身も、安全と思しき場面では少しずつ外してみたりしていますが、やはりこの3年間の慣れもあってか、目から下の表情筋が確実に衰えている気がしてならず、コロナ流行前は一体どのように過ごしていたのだろうか…、と自分事ながら不思議に感じています…。世の中が完全ノーマスクとなるにはもう少し時間がかかるかと思いますが、そのときに向けて、口角を意識的に上げて微笑みのトレーニング(?)を地道に行っていきたいと思います!





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



インボイス制度 申請・届出の期限緩和と「15日前ルール」

令和5年10月1日からのインボイス制度開始まで、いよいよ5ヶ月を切りました。令和5年度の税制改正では、当初令和5年3月31日とされていた適格請求書発行事業者となるための登録申請等の期限も見直されるなど緩和されました。

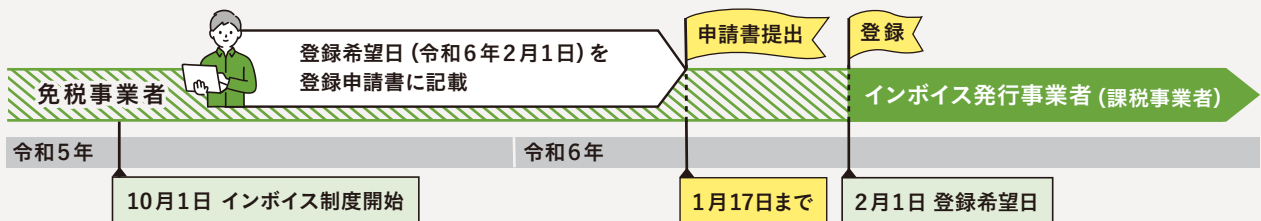
一方で、従来の消費税に関する申請書や届出書は、その提出期限が「直前又は当該課税期間の末日」に設定されているケースが多かったため、下記のとおり「15日前」に設定される今回の改正はイレギュラーな内容と言えます。インボイス制度に関する登録申請等の提出期限に関しては、期限を超過しないよう十分留意してください。

1 登録申請書・取消届出書の提出期限の緩和

ケース	改正前の提出期限	緩和後の提出期限
① インボイス制度が始まる 令和5年10月1日 から登録を受ける場合	困難な事情がある場合を除き、令和5年3月31日まで	令和5年9月30日 まで
② 免税事業者が 課税期間の初日 から登録を受ける場合	課税期間の初日の前日から1か月前まで	課税期間の初日から15日前 まで
③ 令和5年10月1日以降、免税事業者が課税 期間の途中 から登録を受ける場合	—	登録希望日の15日前 まで (令和5年10月1日~令和11年9月30日の属する課税期間に登録を受ける場合の経過措置)
④ 翌課税期間の初日からインボイス発行事業者の 登録を取りやめる場合	提出する課税期間の末日から30日前の日の前日まで	取り消す課税期間の初日から15日前 まで

【具体例】上記③のケース

例えば、免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとするためには、下図のとおり**15日前の令和6年1月17日までに**登録希望日(令和6年2月1日)を記載した登録申請書を提出する必要があります。



MUKAI NEWS!

研修に参加しました(^^)/

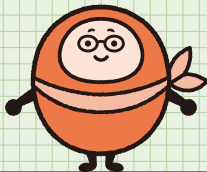
むかいグループの原です。3月28日、29日に五反田にて行われた株式会社船井総合研究所主催のリーダーシップ集中研修に行きまして！様々な業種の方が参加されていたので意見交換等できてとても新鮮でした。2日間を通して、組織として掲げている目標達成のために一人一人きちんと役割があり、その役割を果たすための努力を続けていくことが大切だと改めて感じました。今後も自分にできることを考え、きちんと行動にうつすことで自分の成長に繋げることができるよう頑張っていきたいです。(写真は、1日目の夜に参加メンバーみんなで美味しくいただいたポテトサラダです♡!)



むーマンの相続相談室

テーマ：特別受益とは？改正で10年の期限が設けられます。

お悩み
解決！



回答者 むーマン

相続で困っている人たちを
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けられている。

Question

父はまだ健在ですが、将来の父の相続の事で教えてください。私には弟がありますが、弟は5年ほど前に父から300万円の生前贈与を受けています。将来、父が亡くなった際には、この300万円は「特別受益」として、弟の遺産の取り分から減らすことはできるのでしょうか。



太郎さん



むーマン

「特別受益」とは、相続人の中に、被相続人（亡くなった方）から生前贈与や遺贈によって特別の利益を受けた方がいる場合に、その相続人の受けた贈与等の利益のことをいいます。

お父様から弟さんへの300万円の生前贈与はこの特別受益に該当すると考えられますので、将来お父様にご相続が発生した際の遺産分割協議では、その旨主張することができるでしょう。

ただし、今後この点に関して期間の制限が設けられることになるので注意が必要です。現在の法律では、特別受益は相続が発生してから何年後の遺産分割であっても主張することができますが、今後の法改正によって、相続発生後10年を経過すると、特別受益の主張ができなくなります。

早めに遺産
分割を！

この改正の目的は、遺産分割の促進にあります。特別受益を主張できるのは、相続が発生してから10年間だけなので、早めに遺産分割をしてくださいということです。

相続発生から10年経過後は、相続人全員の合意がある場合は別ですが（相続人全員の合意があれば、10年経過していても、どのような分け方でも可能です）、そうでない場合は、特別受益は考慮せず、法定相続分（民法で定められた相続割合）で分けなければならないことになります。

相続発生後、
期限に注意！

この改正は、令和5年4月1日から施行されており、それ以降に発生した相続だけではなく、それ以前に発生した相続にも適用されることになるので注意が必要です（施行日時点で、すでに相続発生から10年が経過している場合は、施行日から5年間は特別受益を主張できる猶予期間が設けられます）。

改正以前の
相続にも適用



むーマン

いずれにせよ、特別受益を主張する場合は、相続発生後、時間が経つにつれ、その証拠が手に入りづらくなることもありますので、早めに遺産分割を完了させるのがよいでしょう。

むーマン
から一言！

WEBからも
ご予約可能

相続の無料相談予約受付中！

お気軽に！

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「ノレンわけ」

昔は、お店に何年かつとめて番頭さんになったら、やがてノレンをわけてもらって、独立して店を持ったものである。生産も販売もしだいに大規模になって、店の組織も会社になって、もうノレンわけなどというものはすっかり影をひそめてしまった。独立して店を持つということがむつかしくなって、会社の一員として終生そこで働くという形が多くなったのである。しかしノレンわけによって、独立の営みをはじめるといふあの自主的な心がまえまでも失ってしまいたくない。会社の一員であっても、それぞれの勤務の成果によって、それぞれにノレンわけをしてもらっているのである。

そんな気持ちで、自主的な心がまえだけは、終生失わないようにしたいものである。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人／むかい司法書士法人／むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社／むかい相続サポートセンター

代表者／税理士・行政書士 向 智大

代表者／税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00～18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglerier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています